

令和5年度 歯科保健事業の取組(案)について

1 令和5年度の歯科保健事業について

計画の基本目標に沿い、それぞれのライフステージに応じた取組を推進する。また、令和5年度に計画の終期を迎えることから、国・県の計画と整合性を図るなか、令和6年度からの本市における次期計画を策定のための協議を行う。

なお、次期計画については、健康もりやま21を中心に、分野別3計画を一体的に推進・進捗管理ができるよう、統合する予定。

【基本目標】

- (1) 歯科疾患予防対策
- (2) 口腔機能維持・向上対策
- (3) 定期的に歯科検診または歯科診療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健の推進
- (4) 歯科口腔保健を進めていくために必要な環境の整備

2 取組内容

※【新】実施時期や内容の変更の可能性があり。

(1) 歯科疾患予防対策

それぞれのライフステージに応じて、歯科健康意識の向上、かかりつけ歯科医、定期的な歯科受診を推進し、う蝕・歯周病予防に向けて取り組む。

ア 妊娠期・乳幼児期

妊娠中および出産後の子育て期間において、母親本人またその家族に口腔ケアの重要性、定期的な歯科受診について周知・啓発を実施

- ・様々な機会を利用し、歯周病検診の受診勧奨・啓発を行う(母子手帳交付時、乳幼児健診、会館等での出前講座等)
- ・保育園、幼稚園、こども園でのフッ化物洗口の実施
- ・子育てタウンアプリでの歯科コンテンツの配信(歯科医師会に協力依頼)
- ・すくすく相談会での歯科相談の実施(予約制)

イ 学齢期

生涯を通し自分自身の健康を維持増進する意識を持ち、う蝕・歯周病予防に対する意識向上を図る。

- ・小学校でのフッ化物洗口の実施
- ・小学校、中学校での健康教育の実施
- ・保護者への啓発チラシの配付

ウ 成人期

全身疾患と歯周病の関連およびプロフェッショナルケアの重要性を周知し、定期的な歯科受診のきっかけとなるよう積極的な受診勧奨の実施

- ・ 20 歳への受診勧奨ハガキ、40 歳への健診料無料ハガキの送付
(50 歳の健診料無料化は協議中)
- ・ 特定健診受診者、糖尿病リスクの高い人に対する受診勧奨の実施
- ・ **【新】健康教育の際に歯周病リスクチェック検査を実施**
- ・ **【新】広報に特集ページの掲載（歯科医師会へ協力依頼予定）**
- ・ 広報ホームページを通じ、検診受診勧奨を兼ねた歯周病予防、定期的な歯科受診の啓発

エ 高齢期

日頃から口腔ケアに取り組み、定期的な歯科受診とかかりつけ歯科医を持つことの重要性について自治会や地域の活動の場を活用し、継続した啓発を実施

- ・ 介護予防事業による出前講座、通いの場での健康教育の実施（オーラルフレイル予防を含めた口腔ケアの重要性等についての講話）
- ・ 介護予防手帳や、フレイル予防 DVD による実践の促進、口腔ケアや口腔体操の普及

(2) 口腔機能の維持・向上対策

ア 乳幼児期

言葉の発達や体幹の安定のため、乳幼児期からの「噛む力」を育成することが必要であり、日常生活・遊びのなかで取り入れ、育まれるよう、お口の体操や遊びについて広く周知し噛む力の育成を行う。

- ・ 栄養相談による食育指導
- ・ わくわく子育て応援プログラム「噛む力を育てる」の実施
- ・ 子育てタウンアプリ、情報誌での口周りを使ったあそびの紹介

イ 成人期

働き盛りの世代に対して歯周病検診を絡めた定期的な歯科受診勧奨を行う。

- ・ 広報、ホームページによる歯科保健に関する啓発、歯科受診勧奨
- ・ 特定健診受診者、糖尿病リスクの高い人に対する受診勧奨の実施（再掲）
- ・ 特定健診保健指導実施時に口腔機能の低下が疑われる人への歯科受診勧奨

ウ 高齢期

オーラルフレイル予防の重要性や口腔ケアの重要性などの周知・啓発を行い、歯科健康意識および口腔機能の維持向上を推進する。

- ・ 通いの場を活用した歯科健康教育等の実施
のび体操、百歳体操、サロン利用者等
- ・ 介護サービス事業所や施設での出前講座の実施や歯科情報提供
口腔体操の実践指導やフレイル予防 DVD の活用

(3) 定期的に歯科検診または歯科診療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健の推進

ア 障害のある人に対する取組

施設職員や本人または、その家族に分かりやすく必要な情報提供に努め、かかりつけ歯科医や定期的な歯科受診、口腔ケアの重要性について周知啓発を行う。

- ・ コラボにこここ歯科保健事業
- ・ 自立支援協議会や相談支援部会での周知啓発
- ・ 窓口や広報での受診可能な歯科医院についての情報提供
- ・ 【拡充】サービスの見直し等で障害福祉課の窓口に来所された際だけでなく、発達支援課やすこやか生活課に相談で来所された児の保護者にチラシの配付

イ 要介護者に対する取組

介護が必要となる前から、歯科疾患の予防や口腔機能の維持向上およびかかりつけ歯科医を持つことを推進するため、様々な機会を通じて歯科健康教育や周知啓発を実施する

- ・ 介護予防事業の実施(オーラルフレイル予防、口腔ケアの重要性等)
- ・ 要介護認定の結果通知の発送時や自治会のサロン開催時等での周知啓発

(4) 歯科口腔保健を進めていくために必要な環境の整備

介護が必要になった際に定期的な歯科健診・診療が受けられるように多職種での連携を推進する。

- ・ 協議会の開催、多職種連携の推進(歯科推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会の開催、関係機関との意見交換会、守山顔の見える会の開催)
- ・ 介護支援専門員研修会の開催
- ・ 介護サービス事業所等に歯科に関連する情報提供、周知啓発の実施(定期的な啓発チラシの配布)